

法人税関係

中古資産を購入した場合の 減価償却

1 はじめに

中古の機械及び装置を取得して事業の用に供したときに、見積法又は簡便法による耐用年数を採用することになる。本稿ではその場合の税務上留意すべき点について述べる。

2 機械及び装置の耐用年数 (耐通1-4-1)

機械及び装置の耐用年数の適用については、機械及び装置を別表第二、別表第五又は別表六に属するもの(別表第二に属する機械及び装置については、更に設備の種類ごとに区分し、その耐用年数を適用する。

3 中古資産の耐用年数

中古資産の耐用年数は、下記(1)又(2)による。

(1) 見積法 (耐令3①)

その資産をその用に供したとき以後の使用可能期間

(2) 簡便法 (耐令3②)

① 中古資産の耐用年数

イ. 法定耐用全部を経過

→ 法定耐用年数×20%

ロ. 法定耐用年数の一部を経過

→ (法定耐用年数-経過年数) + 法定耐用年数×20%

(注) 算出した年数に1年未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、その年数が2年に満たない場合には2年とする。

② 見積法及び簡便法の適用 (耐通1-5-1)

中古資産について見積法及び簡便法による耐用年数の算定は、

その事業の用に供した事業年度においてすることができるのであるから当該事業年度にその算定をしなかったときは、その後の事業年度においてはその算定をすることができない。しかし、法人が法72条1項に規定する「中間事業年度」において取得し中古の減価償却資産につき法定耐用年数を適用した場合でも、当該中間事業年度を含む事業年度において当該資産につき見積法又は簡便法により算定した耐用年数を適用することができる。

③ 見積法及び簡便法を適用することができない場合 (耐通1-5-2)

その減価償却資産を事業の用に供するために支出した資本的支出の金額がその減価償却資産の再取得価額の100分の50に相当する金額を超えるときは、当該減価償却資産については、別表第一、二、五、六に定める耐用年数による。

④ 中古資産に資本的支出をした後の耐用年数 (耐通1-5-3)

上記③の取扱い(は、)法人が見積法及び簡便法により算定した耐用年数により減価償却を行っている中古資産に、各事業年度において資本的支出を行った場合に、一の計画に基づいて支出した資本的支出の金額の合計額又は当該各事業年度中に支出した資本的支出の金額の合計額が、当該減価償却資産の再取得価額の100分の50に相当する金額を超えるときにおける当該減

価償却資産及びこれらの資本的支出の当該事業年度における資本的支出をした後の減価償却について準用する

⑤ 中古資産の耐用年数の見積もりが困難な場合 (耐通1-5-4)

中古資産の耐用年数の見積もりが困難な場合とは、その見積もりのために必要な資料がないため技術者等が積極的に特別の調査をしなければならないこと又は耐用年数の見積もりに多額の費用を要すると認められることにより使用可能期間の年数を見積もることが困難な減価償却資産をいう。

⑥ 経過年数が不明な場合 (耐通1-5-5)

法人がその有する中古資産に適用する耐用年数を簡便法により計算する場合において、その資産の経過年数が不明なときは、その構造、形式、表示されている制作の時期等を勘案してその経過年数を適正に見積もる。

4 おわりに

中古資産を取得した場合の耐用年数の見積法又は簡便法を採用することによって早期に減価償却することが可能になるが、一定の資本的支出がある場合には、本来の法定耐用年数を採用しなければならないので、資本的支出の範囲について精査する必要があるので留意が必要である。

〔 右山研究グループ
税理士 徳丸 親一 〕